

特別支援教育の推進

「平成28年度特別支援教育取組の方向」の冒頭に「障がいのある者とない者が共に支え合う共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、すべての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。学校においては、校長を中心に障がいのある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし自立や社会参加することができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に努める。」と示されています。本年度は、特別支援教育に関する校内研修が2回以上実施された学校が、約78%に上ります。今後も研修等の充実に努めていただき、支援を要する児童生徒の実態に対応した、特別支援教育の更なる推進をお願いします。

1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別な教育的支援の実施

(1) 「合理的配慮」の提供 【「インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供」から】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、障がいを理由とする差別が禁止されました。具体的には、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮を提供しないことの禁止」の2種類です。

この2つの中で、「合理的配慮を提供しないことの禁止」に関して、学校現場で提供する合理的配慮の決定について説明します。

合理的配慮の決定においては、実態把握と対話による合意形成が必要です。本人・保護者から「～してほしい」旨の意思の表明がなされた場合、校内委員会で合理的配慮の提供を検討します。その際に、「どうすれば十分に学ぶことができるか」や「過度な負担にあたらぬか」等に留意することになります。本人・保護者から意思の表明がない場合でも、建設的な対話を踏まえた適切な配慮を学校から提案します。

次に、合意形成がなされた場合、合理的配慮を、個別の教育支援計画に記載し、その提供を行います。その後、この合理的配慮を、PDCAサイクルの中で「十分に学べているか」という視点で評価・見直しを行います。そして、進級・進学時には確実に引継ぎを行い、切れ目のない連続した支援の積み重ねを行っていきます。

この合理的配慮については、国立特別支援教育総合研究所のホームページの「インク



ルーシブ教育システム構築支援データベース」に豊富な事例が紹介されていますので、活用をお願いします。【国立特別支援教育総合研究所ホームページ】

(2) 「合理的配慮」の記載と引継ぎ

「合理的配慮」は、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要です。本県が提示した個別の教育支援計画の新様式には「合理的配慮の提供」を記載する欄が設けられています。今後新たに作成する場合は、「新様式」での作成を、「旧様式」を活用される場合は、個別の教育支援計画に「合理的配慮」の追加記入をお願いします。

(3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ

個別の教育支援計画及び同計画等による個別の指導計画の作成と引継ぎが重要です。今後も、就学、進級進学等に伴う環境の変化や環境への不適応を最小限に抑えるためにも、対象児童生徒の学びやすく過ごしやすい学習環境について、引き継ぐ必要があります。また、途切れることなく支援を行うことができるよう、次年度1学期分の個別の指導計画を作成しておく、支援に空白が生じません。

【個別の教育支援計画(新様式)】

2 特別支援学級の教育課程編製の留意点

教育課程において、「教科等を合わせた指導」を設定できるのは、「知的障がい学級」と「知的障がいを併せ有する学級」です。「知的障がい学級」の場合は、学級名から知的障がいであることがわかりますが、「知的障がいを併せ有する学級」はそれがわかりません。

そこで、学校経営案の特別支援学級の「教育課程」に「特別支援学校知的障害学級の教育課程を参考にした」の記載が必要になります。必ず自校の状況を御確認のうえ、対応をお願いします。

【特別支援学級の教育課程の構造例(知的障がい)】

